

令和6年度

# 施策の概要



下松市

# 目 次

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| はじめに              | 1         |
| <b>第 1 章 健康福祉</b> | <b>2</b>  |
| 1 健康づくりと保健・医療の充実  | 2         |
| 2 多様な福祉の充実        | 3         |
| 3 子育て環境の充実        | 5         |
| <b>第 2 章 生活環境</b> | <b>7</b>  |
| 1 生活の安全性確保        | 7         |
| 2 衛生的な環境づくり       | 8         |
| 3 地域の環境保全         | 9         |
| <b>第 3 章 都市建設</b> | <b>10</b> |
| 1 計画的な土地利用        | 10        |
| 2 都市基盤の整備・管理      | 10        |
| 3 居住環境の整備         | 12        |
| <b>第 4 章 産業経済</b> | <b>14</b> |
| 1 農林水産業の振興        | 14        |
| 2 商工業の振興          | 15        |
| 3 創業支援と就労環境整備     | 15        |
| <b>第 5 章 教育文化</b> | <b>16</b> |
| 1 学校教育の充実         | 16        |
| 2 社会教育の充実         | 17        |
| 3 文化振興と文化財保護      | 18        |
| <b>第 6 章 市民協働</b> | <b>19</b> |
| 1 協働体制の確立         | 19        |
| 2 にぎわい創出と魅力発信     | 19        |
| 3 人権の尊重           | 21        |
| <b>第 7 章 行政管理</b> | <b>22</b> |
| 1 効率的な行財政運営       | 22        |

## はじめに

令和6年度予算案及び諸議案の提出に当たり、施策の概要を申し上げます。

わが国の経済の先行きは、月例経済報告では、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れリスクや物価上昇等に十分注意する必要があるとされております。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」において、社会課題の解決に向けた官民協働の取組それ自体を成長のエンジンとし、少子化対策、防災・減災、国土強靱化に取り組むとともに、中長期の視点に立った経済・財政運営や社会保障制度の構築に向けた改革を推進することとしております。

本市においては、国税収入が堅調なことから、市税や地方交付税等の一般財源の下振れリスクは抑えられているものの、人口減少の波の到来や物価高騰が及ぼす影響等により、今後も先行き不透明な社会経済情勢が続くものと予測しております。

このような中、自然災害等に係る危機管理への取組やデジタル化の推進など、新たな行政需要に加え、社会経済環境の変化に着実に対応するためには、行財政基盤の安定・強化と「選択と集中」による行財政運営が求められます。

令和6年度当初予算は、骨格予算となりますが、「住みよさを実感できるまち」を次世代に確実につなげていくためにも、「暮らしの安全・安心対策の充実・強化」や「産官民による魅力あるまちづくりの推進」を主眼に置いた「市民力」「地域力」「産業力」を結集した「オール下松」で取り組むことが重要であります。

また、これまで進めてきた市街地形成の加速化、公共施設の再編・複合化、企業立地の推進、子育て環境の整備や経済的支援の充実、地域が抱える課題への取組や地域資源を活用した魅力づくりに向け、総合計画や総合戦略に沿ったまちづくりを継続的に進めるとともに、昨年策定した「人口減少対策の集中強化指針」に基づき、各種施策を機動的かつ戦略的に展開することにより、地域活性化や税源涵養につなげてまいります。

さらに、市制施行85周年の節目の年を迎えるに当たり、「古（いにしえ）から今へ ともに創る未来を」のキャッチフレーズにふさわしい各種記念事業を実施し、市の新たな魅力の発信や、更なる賑わいの創出、子どものシビックプライドの醸成に向け、取り組んでまいります。

# 第 1 章 健康福祉

## 1 健康づくりと保健・医療の充実

### (1) 健康づくりの推進

市民が生涯にわたり心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、健康づくりを推進するとともに、「新型コロナウイルス感染症」の教訓をいかし、免疫力向上の啓発を行うなど、感染症対策に取り組みます。

「健康増進計画」と「食育推進計画」を一体的に策定した、「健康くだまつ21」に基づき、健康寿命の延伸に向けた取組の充実や、健康づくりに重点をおいた食育の推進を図ります。

「自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策推進事業の推進を図ります。

各種保健事業の充実に努め、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。

歯の健康づくりでは、若い世代からの歯周病疾患予防の啓発を図るなど、歯科保健事業の体制を強化するため、保健・医療・教育機関等の関係団体との連携を図ります。

### (2) 地域医療の充実

高齢者人口が増加する中、医療と介護の連携を図り、安心して医療や介護が受けられる体制を推進します。

医師会や病院群輪番制病院との連携を図り、休日における医療提供体制の充実に努めます。

### (3) 医療保険の安定運営

国民健康保険は、医療費の適正化や収納率の向上を図るとともに、令和8年度以降、段階的に実施される保険料水準の県統一化に備え、健全で安定的な事業運営に努めます。

保健事業では、「第3期データヘルス計画」及び「第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査・特定保健指導の受診率・利用率の向上を図り、生活習慣病の発症予防、進行防止を推進するとともに、被保険者の健康寿命の延伸に努めます。

## 2 多様な福祉の充実

### (1) 福祉意識の醸成と環境づくり

「地域福祉計画」に基づき、「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」に向け、地域福祉の充実を目指します。

地域に根差した福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を支援します。

地域共生社会の実現に向け、障害や障害者に対する理解の促進を図るとともに、バリアフリー思想の普及・啓発に努めます。

罪を犯した人が社会で孤立することを防ぎ、社会復帰に向けた支援や取組を進めるため、「再犯防止推進計画」を改訂します。

### (2) 人材の育成と団体の活動支援

地域福祉活動推進の中核的存在である社会福祉協議会の運営費を助成します。

介護サービスの安定的な提供を図るため、介護保険事業者等と協働し、介護人材の確保に取り組みます。

### (3) 包括的な相談・支援体制の構築

「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防・重度化防止の取組を強化するとともに、介護保険事業の安定的な運営を図ります。

地域共生社会の実現に向け、中核的な基盤となる地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の地域での生活を支えるための様々な施策に取り組みます。

行方不明となった認知症高齢者等の早期発見につながるよう、見守りネットワークの強化を図ります。

介護保険料は、低所得者の保険料負担をより一層軽減します。

判断能力等が十分でない人の財産や権利を守るため、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の利用促進や相談支援体制の充実を図ります。

障害者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、障害福祉サービス等の支援体制の充実や就労の支援、雇用の促進を図ります。

生活困窮者の自立を支援するため、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業及び住居確保給付金支給に取り組めます。

#### (4) 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

高齢者の長寿祝福のため、敬老祝金及び長寿記念品を節目支給します。

高齢者が地域で生きがいをもって暮らすことができるよう、活動機会の創出や地域活動組織の育成・支援を行います。

高齢者一人一人の状況に応じてきめ細かに対応するため、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施します。

障害者が生き生きと暮らすことができるよう、障害者スポーツや文化芸術活動への参加を促進します。

#### (5) 災害に備えた避難支援体制づくり

社会福祉施設を運営する法人と連携し、福祉避難所設置・運営の訓練等を実施し、要配慮者が安心して避難生活を送るための体制を強化します。

災害時に避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、自主防災組織など、地域の支援者との間で必要な情報の共有を図るとともに、移動手段のない対象者が避難時にタクシーを利用した費用の一部を助成し、早期の避難を促します。

### 3 子育て環境の充実

#### (1) 妊娠・出産の支援の充実

妊婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育て応援給付金による経済的支援を一体的に実施します。

新たに低所得の妊婦に対する初回の産科受診料を助成し、妊娠時の経済的負担を軽減します。

出生後に実施される新生児聴覚検査の費用を助成し保護者の費用負担軽減を図るとともに、聴覚障害の早期発見に努め適切な支援を行います。

増加する外国人保護者に対応するため、乳幼児健康診査受診票等を多言語化する等、母子保健事業の一層の充実を図ります。

#### (2) 子育て支援の充実

子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を改訂します。

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を実施するとともに、子育て世帯訪問支援事業により、支援を要する家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の未然防止に努めます。

児童手当は、所得制限を撤廃し、高校生年代まで支給期間を延長するとともに、第3子以降の多子加算を拡充し、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

子どもの医療費助成制度は、所得制限なしで高校生年代までの子どもの医療費の全てを無料とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児に対しても、本市独自の同時入所第2子以降保育料無料化事業を継続し、幅広い子育て支援を図ります。

### (3) 保育・幼児教育の充実

増加する保育ニーズへの対応として、新規開設する小規模保育施設及び認定こども園へ移行する幼稚園を支援し、待機児童の解消に努めます。

放課後児童クラブは、公集児童の家3・4・5の建設を行い、全ての学年の児童を受け入れるための受入体制の拡充を図るとともに、東陽小学校において、余裕教室を活用した児童の家の運営を開始します。

公立保育園において、保護者が持ち帰っていた使用済みおむつを保育園で処分することで、保護者の利便性の向上と保育園業務の効率化を図るとともに、子どもたちに安全安心でおいしい給食を安定的に供給できる体制を長期的に維持するため、あおば保育園の給食調理業務への民間活力導入を進めます。

旧花岡保育園を解体し、不足する花岡公民館の駐車場として活用します。

施設型給付事業により、幼稚園運営を支援するとともに、認定こども園への移行を推進します。

### (4) ひとり親家庭福祉の充実

児童扶養手当は、自立の促進を図るため、支給要件を緩和するとともに、多子加算を拡充し、子どもの貧困対策強化を図ります。

ファミリー・サポート・センターのひとり親家庭等利用料助成金は、利用料の半額を助成し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。

ひとり親家庭の経済的自立を図るため、養育費確保のため法律相談を行う養育費支援事業に取り組みます。

## 第2章 生活環境

### 1 生活の安全性確保

#### (1) 防災・減災対策の強化

地震等大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の伝達体制を構築するため、新たな移動系通信機器の導入や、県防災行政無線の再整備を行うとともに、多重化を進めてきた様々な伝達手段の普及に努め、「逃げ遅れゼロ」を目指します。

家庭や地域における防災意識の醸成を図るため、防災講座や防災訓練、「防災教育プログラム」及び「防災作文コンクール」に取り組むとともに、各種助成事業や研修会などを通じて自主防災組織の活動を支援し、自助共助による地域防災力の強化に努めます。

#### (2) 消防・救急体制の充実

救急件数の増加に対応するため、資機材の充実を図り、救急自動車の適正利用に関する広報を強化します。

激甚化、複雑多様化する災害対策として、消防団員の教育訓練を行い、消防団活動の強化に努めます。

住宅火災による逃げ遅れを防ぐため、「住宅用火災警報器」の設置及び維持管理による住宅防火対策を推進します。

#### (3) 防犯・交通安全対策

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた支援を総合的に推進するとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、見舞金の支給、生活支援助成金の交付その他必要な支援を行います。

地域防犯ボランティアの加入促進及び育成に努め、市民、地域、事業所による防犯パトロール活動を展開することにより、安全安心な地域社会づくりを推進します。

夜間の交通災害・犯罪被害を未然に防止するため、LED防犯灯の設置及び維持管理に要する経費の助成を行います。

交通安全対策は、様々な機会を活用し、交通安全教育及び啓発活動に取り組みます。

交通安全施設の整備は、カーブミラー等の老朽化点検や建替え、街路灯のLED化を計画的に実施するとともに、通学路の危険箇所の適切な対策を行います。

#### (4) 市民相談・消費者相談の充実

市民の相談窓口として、消費生活センターの機能強化に努め、消費者相談業務を更に充実させるとともに、見守りネットワークを活用することにより、高齢者等の消費者被害の未然防止に努めます。

若者が巻き込まれやすい消費者トラブルを未然に防止するため、若年層やその家族などを対象とした啓発活動に積極的に取り組みます。

うそ電話詐欺被害防止のため、関係機関と連携した啓発活動に努めます。

## 2 衛生的な環境づくり

### (1) 廃棄物の適正処理とリサイクル

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみ排出量の減量化とリサイクル率の向上を図り、循環型社会の形成を推進します。

家庭ごみ収集運搬業務は、委託により安定的な家庭ごみの適正処理に努めます。

ごみの減量化や資源化を進めるため、出前講座などを実施し<sup>スリーアール</sup>3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。

学校や公園の草刈りで生じた草木を堆肥化することで廃棄物の排出量削減とリサイクル率向上につなげます。

廃棄する消防ホースを繰り返し使える傘袋等にもリサイクル（アップサイクル）するなど、リサイクルの啓発活動を行います。

食品ロス削減や未利用食品の活用等の意識を高めるため、市開催行事等でフードドライブやパネル展示を実施します。

し尿の収集・処理は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づき改訂した「合理化事業計画」により適正なし尿処理体制を維持します。

## (2) 墓地・斎場の整備・管理

新斎場の建設に伴い、周辺地域の生活環境の向上を図ります。

墓地区画の適正管理のため、現地調査や台帳整理を行い、放置区画の返還を促進します。

市営墓地内の側溝等を修繕するなど、環境整備を図ります。

## 3 地域の環境保全

### (1) 環境負荷の低減

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の調査を行い、継続的な環境監視に努めます。

「地球温暖化対策実行計画」に基づき、市内のCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組むとともに、地球温暖化対策地域協議会との連携により環境学習等を通じて、環境問題や環境保全に対する意識の高揚を図ります。

バイオマスプラスチック配合の燃やすごみ袋を製作し、温室効果ガスの排出抑制や枯渇性資源の使用削減を図るとともに、市民の環境保全意識を高めます。

### (2) 環境美化の推進

快適環境づくり推進協議会の市内一斉ごみゼロ運動や河川清掃などを支援し、ごみ拾いSNSアプリを活用した市民参加型の環境美化活動を推進します。ごみステーションに繰り返し行われる不法投棄対策として防犯カメラ等の貸付事業も支援します。

大規模な廃棄物の不法投棄を防止するため、定期的なパトロールの実施や、早期発見・早期対応に努めます。

野犬の減少に向け、県と連携した野犬対策や野犬パトロールに取り組み、むやみな餌やりの禁止や終生飼養しゅうせいしやうの周知啓発を行います。

## 第3章 都市建設

### 1 計画的な土地利用

#### (1) 土地利用の誘導

「都市計画マスタープラン」に基づき、市街地の適正な開発や市街化調整区域の保全に努めます。

人口が減少しても持続可能な都市とするため「立地適正化計画」に基づき、「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを目指します。

地籍調査は、河内（字吉原）周辺地区の地籍図や地籍簿を作成するとともに、河内（字恋路）周辺地区の地元説明会や調査測量等を実施します。

旧天王台地区において、民間の測量成果を活用し、地籍図の整備を行います。

#### (2) 市街地の整備

豊井地区の都市基盤整備を進めるため、都市計画道路豊井恋ヶ浜線の築造工事に着手するとともに、都市構造再編集中支援事業として準幹線道路や生活道路等の工事、設計及び補償を行います。

住居表示は、中央地区や花岡地区の実施に向け、地元協議等を進めます。

### 2 都市基盤の整備・管理

#### (1) 道路網の整備・管理

重要物流道路に指定されている国道188号の災害防除や代替機能を持つ下松・光間道路の整備に向け、光市と連携し、県や商工会議所等と協議を進めます。

都市計画道路青木線は、一部区間の都市計画決定の変更に向け、関係機関との協議を進めます。

市道は、中央線、大手線の歩道改良工事、平田昭和通り排水路改良工事、老朽化した舗装の改良工事及び青木線歩道未整備区間の改良に向け、測量設計に着手します。

橋りょう等は、和田第1跨線橋の補修工事委託を実施するとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検を実施します。

通学路等の防草対策を強化するとともに、道路パトロールやボランティアへの材料支給などを実施し、道路の維持管理に努めます。

県道は、徳山下松線の切戸大橋及び平田橋の架け替え、<sup>おそごえ</sup>瀬越下松線、笠戸島線及び都市計画道路国道山手線（下松新南陽線）の拡幅事業が進められます。

## （2）都市防災

河川事業は、準用河川宮本川の改修工事や準用河川小野川の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫工事を実施します。

浸水対策事業は、公共下水道事業による雨水整備の状況に即した対策を行い、内水氾濫の軽減に努めます。

県事業は、坂本川及び玉鶴川の河川改修、末武上地区の急傾斜地崩壊対策、奥迫地区、東豊井地区の砂防ダム建設、本浦、深浦地区の高潮対策等が実施されます。

## （3）港湾機能の整備

港湾事業は、「徳山下松港港湾計画」に基づき、「国際バルク戦略港湾」を始めとする整備が進められます。

## （4）下水道の整備・管理

「公共下水道事業経営戦略」に基づき、普及率の向上を図るとともに、市民の暮らしを支える重要な社会インフラとして、適切な維持管理と機能確保に努めます。

汚水未普及対策は、高橋地区の面整備を行うとともに、恋ヶ浜処理分区の整備促進に向け、実施設計及び管渠整備を進めます。

浸水対策は、計画的な整備に向け、「雨水管理総合計画」を策定するほか、豊井・恋ヶ浜地区の雨水整備として、恋ヶ浜4号幹線等の整備、大谷川ポンプ場の工事に着手します。

老朽化対策は、下水道施設の更新需要に対応するため、「ストックマネジメント計画」に基づき、効率的・計画的な改築更新を実施します。

地震対策は、「下水道総合地震対策計画」に基づき、下松中学校及び市役所にマンホールトイレを設置するほか、西部幹線の二条化工事を進めます。

### **(5) 上水道の整備・管理**

「水道事業経営戦略」に基づき、安全安心な水道水を安定して供給するため、水道施設の更新と効率化を進めるとともに適切な維持管理に努めます。

配水管整備は、豊井地区まちづくり整備事業にあわせて整備を進めるほか、重要給水施設向け配水管の耐震化を図るため、中央町配水管の布設替えを実施します。

老朽化対策は、平田昭和通り配水管、望町三丁目配水管等の更新、浄水場及びポンプ場の機械設備等の更新を行うほか、若宮ポンプ所更新事業に着手します。

## **3 居住環境の整備**

### **(1) 住宅環境の整備・向上**

市営住宅は、旗岡住宅C号棟建設工事に着手します。

「市営住宅長寿命化計画」に基づき、既存住宅の計画的な改修や維持補修工事を行います。

民間住宅は、安全安心な暮らしを守るため、耐震診断や耐震改修補助を行うとともに、「空家等対策計画」に基づき、周辺に影響を及ぼしている危険空き家の解体に対して助成を行います。

## (2) 公共交通の確保と施設の充実

「地域公共交通計画」に基づき、米川地区での市有償旅客運送（コミュニティバス運行）や、笠戸島地区での実証事業の効果検証を行うとともに、地域の実情に応じた持続可能な公共交通の在り方を検討します。

J R 岩徳線利用促進委員会に参画し、J R 岩徳線の維持・確保に向け、日常利用や観光利用の促進に努めます。

## (3) 緑地保全・都市緑化

花や緑に親しむ意識や明るい気持ちの醸成を図るため、新入学生のクラスへ花籠の配付を行います。

街路樹・公園・緑地の適切な維持管理に努めます。

市道中央線の街路樹は、リフレッシュ事業による植替えを行います。

花いっぱいのまちづくりを推進するため、市民花壇に花苗の配布を行うとともに、下松スポーツ公園・米泉湖・玉鶴緑地に菜の花・ヒマワリ・コスモス等の季節の花を育成します。

## (4) 公園の整備・管理

公園施設の長寿命化を図るため、点検・補修・改修等の適切な管理に努めるとともに、公園が身近な憩いの場となるよう、公園灯などの施設の更新を行います。

恋ヶ浜緑地公園は、子どもトイレの充実や園路、駐車場の整備を行い、誰もが安全・安心・快適に利用できるインクルーシブ遊具を配置した基幹公園としての再整備を完了します。

## (5) 都市景観形成

「景観計画」に基づき、市民、事業者及び行政の連携と協働によるまちづくりを進めるとともに、景観ガイドラインによる建築行為の届出、審査等を行います。

## 第4章 産業経済

### 1 農林水産業の振興

#### (1) 農業の振興

地域農業の維持・活性化を図るため、県や農業協同組合と連携し、多様な担い手の確保・育成や荒廃農地の発生防止に取り組むとともに、今後の地域の農業や農地利用の方針を取りまとめる地域計画を策定します。

特産物の生産や農地の環境保全に取り組む団体への支援や園芸農家の活動を助成することで、地元農産物の生産を後押しし、学校給食での利用促進など地産地消を推進します。

農業施設整備は、花岡幹線水路を始め老朽化した水路及び農道の整備に努めるほか、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し、大蔵<sup>おおぞう</sup>ため池の改修や、<sup>とうじがさこ</sup>藤次ヶ<sup>であい</sup>迫及び出合ため池の廃止に向けた設計を行います。

有害鳥獣の被害防止対策は、防除柵の設置や鳥獣被害対策実施隊の活動を支援します。

#### (2) 林業の振興

市有林は、「森林経営計画」に基づき作業路開設や間伐を実施するほか笠戸島での修景伐採を行います。

民有林は、森林施業の地域活動を支援するとともに、「森林経営管理制度」に基づき、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図ります。

#### (3) 水産業の振興

水産資源の維持拡大を図るため、栽培漁業事業を推進するとともに、たこつぼ投入や海洋ゴミの回収を行い漁場環境の整備・保全を図ります。

県や漁業協同組合と連携し、新規漁業就業者の確保・育成に努めます。

栽培漁業センターは、安定した生産管理体制を構築するとともに、魚食普及活動などを推進します。

## 2 商工業の振興

### (1) 工業・物流業の振興

本市の基幹産業である工業・物流業の一層の振興に向け、工場等誘致奨励制度のほか各種制度を活用し、新規企業誘致や市内事業所の事業拡張を後押しします。

企業立地のための産業用地確保に向け、民間所有地を活用した新たな工場集積地の整備を進め、雇用の創出を図ります。

産業人材の確保のため、企業や学校と連携した市内企業への就業促進を強化し、若い世代、特に女性の定着・還流を図ります。

工場見学会実施や各種イベント等の様々な機会を捉えて「ものづくりのまち 下松」を積極的にPRし、地元企業の周知と人材の集積につなげます。

新しい技術や商品の開発を促進するため、周南地域地場産業振興センターの研究開発事業を支援します。

### (2) 商業・サービス業の振興

各種制度融資、保証料の補給、小規模事業者経営改善資金利子補給を実施し、市内事業者の経営基盤強化を図ります。

商工会議所中小企業相談所に助成し、市内事業者の経営改善を支援するとともに、市内経済の情勢把握に努め、感染症や物価高騰の影響が続く地域経済の活性化に向けた取組を実施します。

## 3 創業支援と就労環境整備

### (1) 創業支援と雇用対策

国や県の機関と連携し、雇用情勢の把握に努めるとともに、市内企業への就職を支援し、求人と求職のマッチングによる雇用の安定を図ります。

「創業支援等事業計画」に基づき、総合的な創業支援体制の充実を図り、多様な創業の支援を行います。

シルバー人材センターに助成し、高齢者の就業や交流機会の確保、生きがい対策の充実に努めます。

## (2) 勤労者福祉の充実

勤労者総合福祉センターの利用を促進するとともに、関係団体の活動に対して助成し、勤労者の健康・福祉・勤労意欲の向上に努めます。

勤労者及び離職者の生活の安定を図るため、県と協調し、労働福祉金融制度の実施に取り組みます。

# 第5章 教育文化

## 1 学校教育の充実

### (1) 小・中学校教育環境の充実

安全安心で快適な教育環境を確保するため、「学校施設長寿命化計画」に基づき、末武中学校本館棟の長寿命化改修に着手します。

下松小学校、公集小学校の屋内運動場にLED照明を整備します。

花岡小学校と東陽小学校の特別教室に空調を設置します。

学校給食は、地元食材の活用により、安全安心でおいしい給食の提供及び食育の推進に努めます。

中学校給食センターは、「学校施設長寿命化計画」に基づき、施設改修を行うほか、システム洗浄機等を更新します。

### (2) 小・中学校教育の推進

児童生徒の「心豊かに生きる力」を育み、ふるさとに誇りをもち、たくましく未来を切り拓く児童生徒の育成を図るため、コミュニティ・スクールによる地域連携教育の充実や、地域とともにある学校づくりを推進します。

GIGAスクール構想の実現に向け、ICT担当教育指導員を配置して教員研修の充実に努め、タブレット端末等のICT機器の効果的な活用や情報モラル教育を一層推進します。

障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応するため、花岡小学校に通級指導教室を新設するとともに、全小中学校にこども支援員（旧教員補助員）を配置し、特別支援教育の充実を図ります。

不登校児童生徒を支援するため、スクールソーシャルワーカーの派遣時間を増加します。新たに、こころサポーター（旧心の教室相談員）を、下松小学校、公集小学校、花岡小学校に配置し、児童生徒の相談支援環境を充実させます。

教員業務支援員を全小中学校に、部活動指導員を中学校に配置します。

統合型校務支援システムを導入し、教職員の業務負担を軽減し、学校における働き方改革を推進します。

## **2 社会教育の充実**

### **(1) 青少年の健全育成**

放課後子ども教室や家庭教育支援事業、青少年相談事業、地域未来塾などの取組により、健全な青少年の育成や安心して子育てができる環境づくりを地域ぐるみで推進します。

図書館と学校が連携し、「星ふるまちの図書館教育」やふるさと学習支援を行い、子どもの読書活動推進を図ります。

### **(2) 生涯学習環境の充実**

末武公民館は、新たな施設が地域の特性をいかした生涯学習と交流の場としての役割を發揮し、防災及び地域づくり等の拠点となるよう建替えの協議を進めます。

図書館の「郷土資料・文化遺産デジタルアーカイブ」に、新たに復元される天王森古墳出土埴輪等を公開します。

### (3) 生涯学習の推進

公民館での各種団体やサークルの学習活動・地域活動を支援します。

公民館講座や出前講座の実施、歴史民俗資料コーナーの活用による情報発信などにより、生涯学習の気運の醸成を図ります。

「笑顔の写真コンテスト」、「くだまつ親子の日フェスタ」及び「<sup>はたち</sup>二十歳のつどい」を開催します。

市民憲章の普及啓発活動を推進します。

## 3 文化振興と文化財保護

### (1) 文化活動の振興

市民美術展覧会等の文化行事の開催や、文化団体への支援により、市民による文化活動の活性化を図ります。

スターピアくだまつ大ホール照明のLED化等を行い、文化・生涯学習振興の拠点機能の充実を図ります。

### (2) 歴史・伝統の保護と活用

文化財専門職員を配置し、文化財の適切な保護と活用に努めます。

天王森古墳を中心とした埋蔵文化財については、専門家をアドバイザーに迎えるとともに、有識者による検討委員会を立ち上げ、調査・研究、保存・整備の在り方に関し、組織的に検討を進めます。

関係機関と連携した埴輪の復元、啓発イベントの開催、小中学生向けの学習資料の作成、出前講座、埴輪づくり教室の開催など、「ふるさと下松」の歴史や魅力を積極的に発信し、シビックプライドの醸成を図ります。

「下松市平成の記録」を発刊します。

## 第6章 市民協働

### 1 協働体制の確立

#### (1) 市民と行政の情報共有化

情報発信手段の多様化による市民との情報共有を進めるとともに、まちづくりへの参画の機会拡大を図ります。

市政情報をはじめ、緊急情報等の様々な情報を配信する「くだまつメール」の発信力を強化し、登録者を増やすことにより、利用促進を図ります。

#### (2) 協働による地域活動の推進

地域課題の解決に向け、自治会や地域コミュニティ団体等との連携体制の確立を推進します。

地域担当職員制度を活用し、地域と協働による課題解決に取り組み、地域力の向上を目指します。

米川公民館の建替えに伴い、新たな地域づくりの拠点となる多機能複合型施設の整備を進めます。

#### (3) 民間活力を活用した協働

周南地域や県内の大学等と連携し、地域課題の解決に向けた学生の活動を支援するとともに、市民との様々な交流の機会を創出します。

地方創生の取組における企業とのパートナーシップの構築や新たな財源の確保に向け、企業版ふるさと納税の推進を図ります。

### 2 にぎわい創出と魅力発信

#### (1) 観光拠点の充実

笠戸島ハイツ跡地において進められる民間による観光事業を含めて、笠戸島の観光関連施設の連携を強化し、一体的な魅力向上による交流人口の増加に努めます。

笠戸島の観光環境整備として、はなぐり海水浴場やハイキングコース、園地、笠戸島家族旅行村の適切な維持管理に努めます。

## (2) 観光産業の振興

「観光振興ビジョン」に基づき、民間主導による観光コンテンツの充実や情報発信力の強化を図るため、観光協会や商工会議所等、各種団体との連携・協働に努めます。

都市圏を中心とした情報発信の機会を積極的に活用するとともに、事業者と連携し、周南3市を基盤とした魅力的な観光ルートの構築に取り組みます。

産官民による「道路を走る鉄道車両見学プロジェクト」の開催により、「ものづくりのまち 下松」を広く発信し、市民の郷土に対する誇りと愛着を高めるとともに、地域の活性化につなげます。

市民が受け継いできた踊りの振付け動画を制作し、郷土の踊りの伝承を通じたシビックプライドの醸成を図ります。

## (3) スポーツ環境の充実

温水プールを含む多機能複合型スポーツ施設は、基本計画の策定と民間活力の導入可能性調査を行います。

トラックワンアリーナや市民体育館等の長寿命化を進めるとともに、体育施設の今後の在り方について、利用状況等を踏まえ検討を進めます。

## (4) スポーツの推進

新たな「スポーツ推進計画」に基づき、わがまちスポーツを中心とした競技スポーツやレクリエーションスポーツを推進するとともに、トップアスリートによる各種大会を受け入れ、交流事業を実施します。

スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会等と協働し、スポーツによる体力向上や健康づくりに取り組み、交流人口の拡大や地域の活性化を推進します。

学校部活動の地域移行を段階的に円滑に進めるため、関係団体等と連携し、新たな地域クラブ活動などの環境づくりや、組織的な体制の整備を行います。

## (5) 多文化共生と国際交流

多文化共生による地域づくりの推進を図るため、市内に居住する外国人に対して、日本語能力の向上を目的とした日本語教育を実施するとともに、市内保育園・幼稚園へ外国人講師を派遣し、幼児期のうちから国際感覚の醸成を目指します。

## (6) 移住・定住の促進

「くだまる」によるシティプロモーション事業を産官民の協働で展開し、「くだまつ愛」の醸成につなげます。

市制施行85周年記念事業として作成する市勢要覧や、ふるさと納税制度の活用により、本市の知名度の向上や関係人口の拡大に努めます。

移住者に対する支援制度の充実や具体的な移住・定住施策を進めるため、関係機関との連携を強化するとともに、地域力創造アドバイザーを招へいします。

## 3 人権の尊重

### (1) 人権の尊重

一人一人の人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、関係団体と連携を図り、人権啓発、人権教育、人権相談を行います。

### (2) 男女共同参画の推進

「男女共同参画プラン」に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、施策を行います。

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援や、困難な問題を抱える女性の支援に努めます。

女性活躍推進協議会と連携し、女性の職業生活における活躍を支援します。

## 第7章 行政管理

### 1 効率的な行財政運営

#### (1) 行政情報化の推進

「デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、行政分野のデジタル技術の活用を進めます。

市民に身近な行政サービスを提供するため、公民館や体育施設などの公共施設利用予約手続のオンライン化や基幹業務システムの段階的な全国標準化など、市民の利便性向上や業務効率化に努め、デジタル社会に対応した市役所へと変革を進めます。

#### (2) 公共施設の総合管理

「公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化や維持管理、統廃合を計画的に進めるとともに、指定管理者制度や民間活力導入などにより、総合的な施設マネジメントに努めます。

「公共施設ユニバーサルデザイン化推進計画」を策定し、誰もが利用しやすい公共施設となるよう整備に努めます。

#### (3) 健全で効率的な行財政運営

「行財政改革推進計画」に基づき、限りある資源を最大限活用し、社会の変革による行政サービスの多様化に対応した効率的な行政運営に努めるとともに、健全かつ安定した財政運営を推進し、将来にわたり持続可能な行財政基盤の確立を図ります。

後期基本計画策定に着手するとともに、総合計画子ども版を改訂します。

定年延長制度の導入を契機に役職定年を迎えた職員の知識や経験を十分にいかすとともに、行政課題の多様化に対応するため国の機関に職員を派遣します。

「人材育成基本方針」に基づき、職員の資質・能力の向上を図り、市民ニーズに丁寧かつ的確に対応した行政サービスの提供に努めます。

公平で競争性のある入札制度を推進するため、入札制度の研究を行い、入札手続事務に係る負担軽減等を図るとともに、建設業における担い手の確保や育成に努めます。

デジタル等を活用した市税納付方法の多様化による納税者の利便性の向上を図ります。

市税・使用料等の納期内納付の推進や着実な滞納整理を行うなど、公平・公正かつ適正な執行を図るとともに、ふるさと納税や市有財産の活用など、多様な自主財源の確保に努めます。

市制施行85周年記念式典の開催や、「下松市のあゆみ」の更新を行います。

以上、令和6年度の諸議案を提出するに当たり、施策の概要を述べさせていただきましたが、市議会議員各位をはじめ、市民の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和6年2月14日

下松市長 國 井 益 雄